

平成 22 年度 大規模駐留軍用地跡地等利用推進費

中南部都市圏駐留軍用地跡地の
緑地保全及び緑化方策等検討調査

報 告 書

平成 23 年 3 月

沖縄県

目 次

序章 中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査について	1
(1) 調査の背景と目的	1
(2) 調査の対象地域	3
(3) 調査の位置づけ	4
(4) 検討委員会	4
第1章 中南部都市圏の緑地保全及び緑化施策の現状と課題等	5
1-1 中南部都市圏の緑地保全及び緑化施策の現状と課題の整理	5
(1) 既往計画の整理	5
(2) 緑被率調査	25
(3) 土地利用の推移状況	30
(4) 都市計画公園・緑地の計画・整備状況	32
(5) 地域制緑地の状況	34
1-2 現行緑地保全制度や緑化施策等の課題の整理	35
(1) 現行緑地保全制度・緑化制度の体系	35
(2) 緑地保全制度	36
(3) 緑化施策	43
1-3 都市景観施策、地球温暖化対策の観点からの現状と課題の整理	45
(1) 都市景観形成の観点からの現状と課題	45
(2) 地球温暖化対策の観点からの現状と課題	58
1-4 自然的条件、生物多様性、生活・文化等の観点からの現状と課題の整理	59
(1) 中南部都市圏の特性	59
(2) 地域の特性	71
(3) 中南部都市圏の特性のまとめ	78

第2章 国内外の公園緑地施策の事例調査	80
2-1 国内外の緑地施策・公園整備等の事例の整理	80
(1) 緑地保全施策	80
(2) 緑化施策	83
(3) 国営公園	85
(4) 海外における取り組みの事例	88
2-2 国内の大規模な公園の現地調査及び関係機関との意見交換	90
(1) 国営昭和記念公園	90
(2) 国営東京臨海広域防災公園	93
2-3 国外の都市緑化施策の現地調査及び関係機関との意見交換	95
(1) シンガポール	95
第3章 駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化の対応方向の検討	105
3-1 中南部都市圏駐留軍用地跡地での緑地保全及び緑化の意義と役割	105
(1) 中南部都市圏における駐留軍用地返還の位置づけ	105
(2) 児童・生徒の返還跡地への希望	107
(3) 駐留軍用地跡地の緑地が担うべき役割	108
3-2 既往関連計画や類似都市・全国目標量からの対応方向の検討	109
(1) 全国目標量や類似都市の状況比較	109
(2) 既往関連計画等における目標値	110
(3) 対応方向の検討	117
3-3 必要緑地率等の算定	118
(1) 緑地率算定の考え方	118
(2) 緑地率の算定	118
(3) 緑化率の算定	120
3-4 大規模公園の位置づけ	121
(1) 既往関連計画における位置づけ	121
(2) 類似・関連事例	123
(3) 大規模公園の位置づけと配置	123

第4章 駐留軍用地跡地における各種観点からの緑地保全及び緑化の検討	125
4-1 都市景観施策の観点からの検討	125
(1) 基本的な考え方	125
(2) 検討の基本となる集落形態	126
(3) 緑の保全、景観形成に向けての土地利用計画、誘導方針	131
4-2 地球温暖化対策の観点からの検討	133
(1) 吸收源対策としての効果	133
(2) 排出源対策としての効果	133
(3) その他の効果	135
4-3 生物多様性の観点からの検討	136
(1) 基本方針	136
(2) ネットワーク形成の考え方	137
(3) 生物多様性を踏まえた駐留軍用地跡地及び周辺の緑地体系	140
(4) 各跡地における緑地の役割	142
4-4 緑地保全、緑化施策及び大規模公園の実現のための課題と実現方策の検討	146
(1) 駐留軍用地跡地全体に対する包括的・戦略的な基本の方針の明確化	146
(2) 詳細な情報に基づく開発計画との調整と早期立ち入りの実現	147
(3) 多様な緑地確保方策の仕組み	147
(4) 緑地保全・創出へのコンセンサスの醸成と多様な主体の参加	148
第5章 有識者等検討委員会	150
5-1 検討委員会の概要	150
5-2 各回の検討委員会議事要旨	151
(1) 第1回検討委員会	151
(2) 第2回検討委員会	154
(3) 第3回検討委員会	156

序章 中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討調査について

(1) 調査の背景と目的

去る大戦や戦後の基地建設により、美しい沖縄の風景や街並みの多くが失われた。特に沖縄本島中南部都市圏（以下、「中南部都市圏」という。）においては都市活動に適した平地部が駐留軍用地に占有されたため、戦後の人口増加のなかで残された狭隘な土地での開発が進み、本来残すべき緑地等も失われ、都市内緑地が極端に減少している。

平成 22 年 3 月に策定された沖縄 21 世紀ビジョンにおいては、駐留軍用地跡地に残る貴重な自然環境を可能な限り保全・活用し、緑豊かな都市環境の創出を図り、都市地域における自然と人間の共生及び環境の再生に取組むことや、駐留軍用地跡地を活用した平和希求のシンボル及び中南部都市圏の広域防災拠点機能を備える大規模公園の整備を図っている。

一方で、駐留軍用地跡地の整備にあたっては、那覇新都心地区の事例にもみられるように、緑地保全・大規模公園整備のための用地確保・換地手法などの面で、既存の枠組みでは対応が困難な課題がある。また、市町村からは保全緑地確保に伴う制度創設について要望が出されているところであり、課題解決のための新たな仕組みづくりや対応策が早急に求められている。

このような状況を踏まえ、沖縄県としても、平成 22 年 9 月に基地跡地における用地の先行取得や集約換地等の行財政上の措置及び緑地保全や大規模公園の設置等を盛り込んだ「駐留軍用地跡地利用に関する新たな法律の制定」について、国に対し要望（以下、「県要望」という。）を行ったところである。

本調査は、中南部都市圏全体における緑地等の現況等を調査の上、駐留軍用地の跡地利用における緑の保全や回復のあり方を検討し、中南部都市圏における生物多様性の確保、地球温暖化対策、都市景観の形成の観点からも整理したものである。

あわせて現行制度の課題を整理したうえで、県要望も踏まえながら、それらを実現するにあたっての対応方向や実現方策の検討を行ったものである。

沖縄 21 世紀ビジョン

大規模駐留軍用地跡地の活用として、基地返還跡地に残る自然緑地を可能な限り保全・活用し、緑豊かな都市環境の創出を図り、都市地域における自然と人間の共生環境の再生に取り組む



本調査での検討内容

- 緑地保全及び都市緑化の対応方向
- 残すべき緑地や整備すべき緑化面積の算定、大規模公園の位置づけ等
- 緑地保全及び都市緑化の実現方策
- 緑化等に関連した都市景観施策や地球環境問題、生物多様性等の観点からの検討

目的：駐留軍用地を活用して緑の美ら島を実現させるための仕組み・方策を検討する

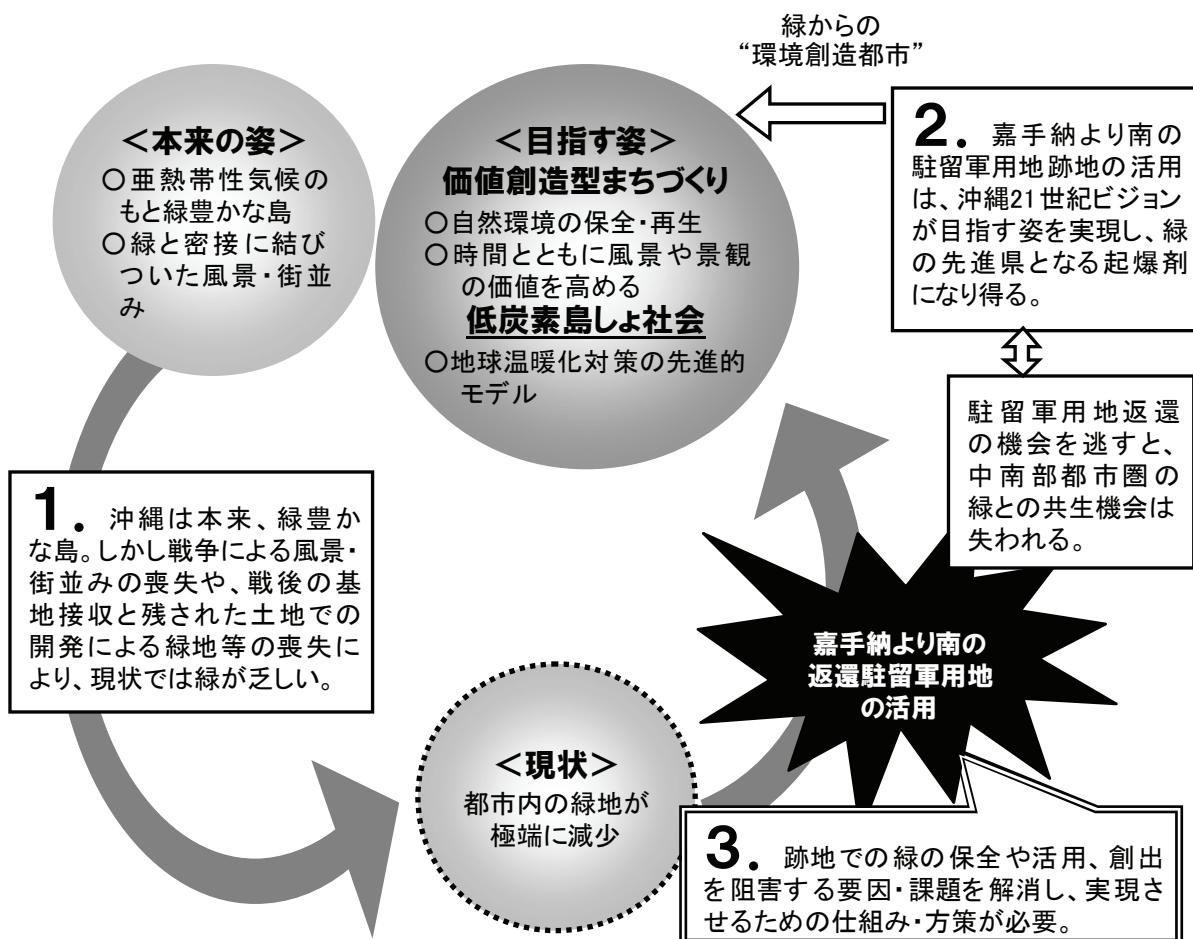


図 0-1 本調査の背景と目的の模式図

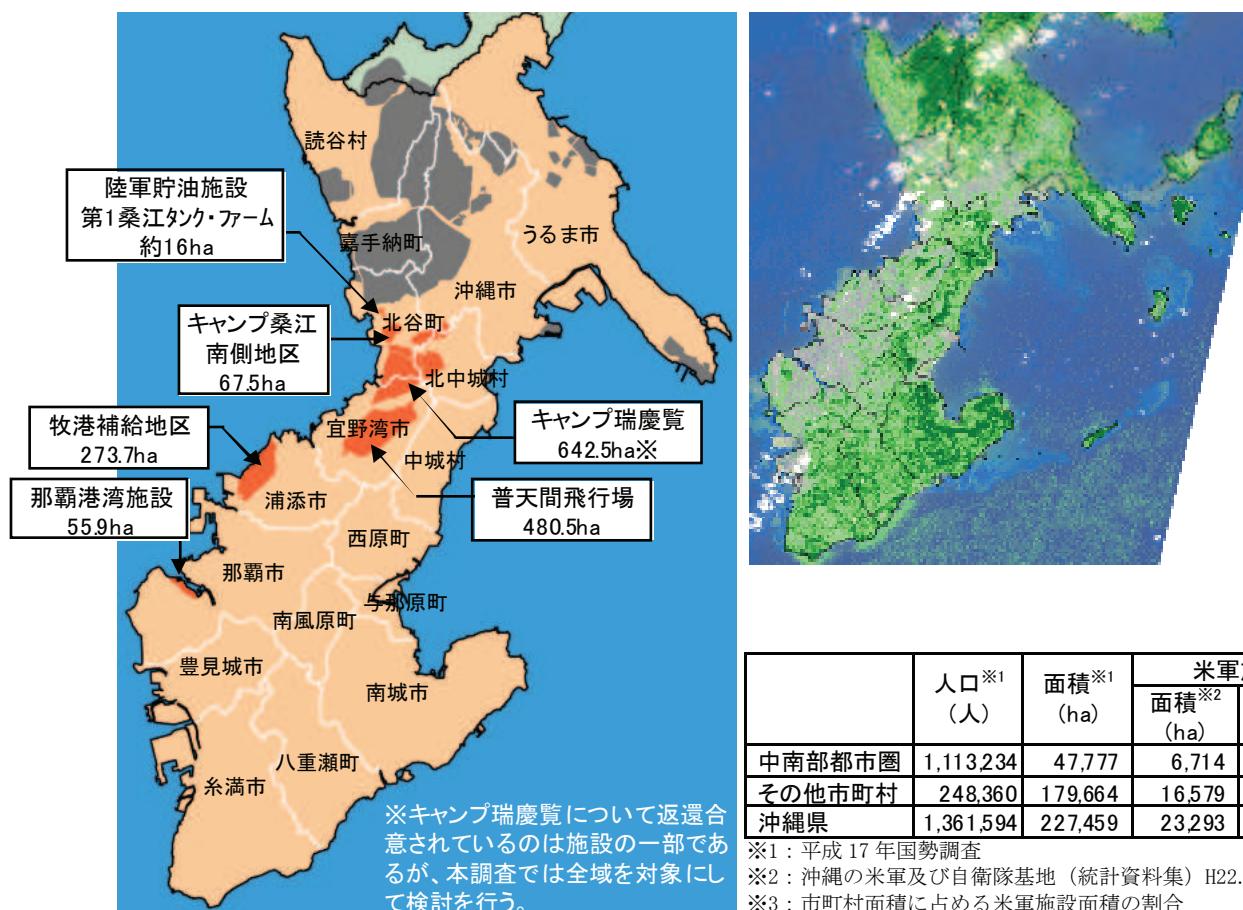
(2) 調査の対象地域

本調査が対象とするのは、沖縄本島の中南部都市圏（沖縄本島のうち、那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町及び八重瀬町の8市6町3村の区域。）である。

また、本調査において「駐留軍用地跡地」として対象とするのは、在日米軍再編協議において返還合意している嘉手納飛行場より南の6施設である。なおキャンプ瑞慶覧については、返還合意されているのは当該施設の一部であるが、本調査では全域を対象として検討を行っている。

表 0-1 本調査が対象として扱う駐留軍用地

① キャンプ桑江南側地区	④ 牧港補給地区
② キャンプ瑞慶覧	⑤ 那覇港湾施設
③ 普天間飛行場	⑥ 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム



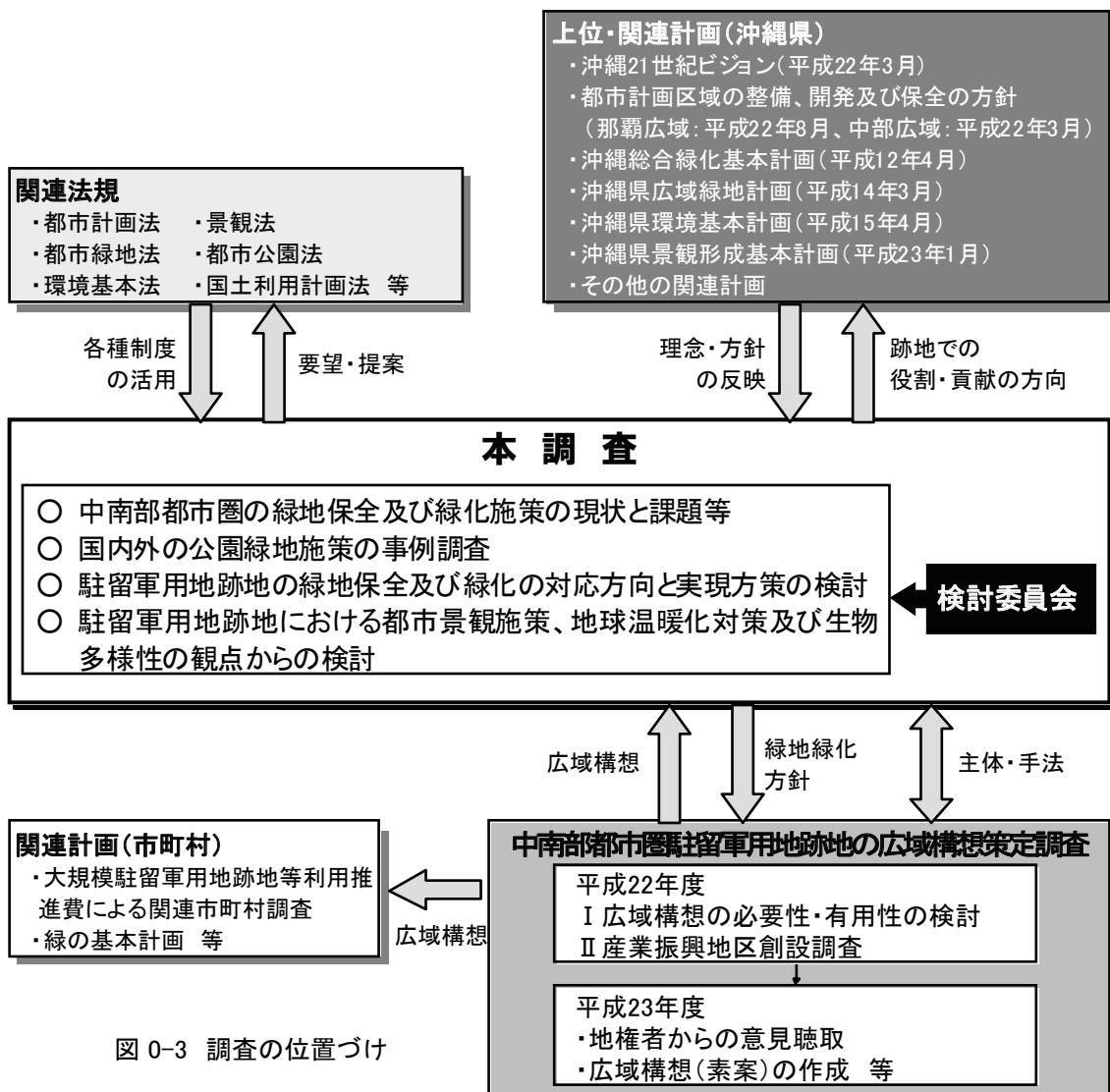
	人口※1 (人)	面積※1 (ha)	米軍施設	
			面積※2 (ha)	割合※3 (%)
中南部都市圏	1,113,234	47,777	6,714	14.1
その他市町村	248,360	179,664	16,579	9.2
沖縄県	1,361,594	227,459	23,293	10.2

※1：平成17年国勢調査
※2：沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）H22.3 沖縄県
※3：市町村面積に占める米軍施設面積の割合

図 0-2 本調査の対象地域

(3) 調査の位置づけ

本調査は、関連法規や既往の上位・関連計画等を踏まえつつ、今後の中南部都市圏における緑地の保全・緑化の推進に係る基本的な考え方を示すものである。とくに、別途に進めている「中南部都市圏駐留軍用地跡地の広域構想策定調査」との連携を図り、本調査の検討結果を平成23年度に予定する広域構想(素案)へ反映させることにより、中南部都市圏における緑地保全及び緑化の効果的・着実な実施につなげていくことを目指す。



(4) 検討委員会

本調査を実施するにあたっては「中南部都市圏駐留軍用地跡地の緑地保全及び緑化方策等検討委員会」を設置し、委員会からの意見・助言をいただきながら検討を進めることにより、客觀性と専門性の確保を図った。

第1章 中南部都市圏の緑地保全及び緑化施策の現状と課題等

1-1 中南部都市圏の緑地保全及び緑化施策の現状と課題の整理

(1) 既往計画の整理

主要な上位・関連計画として、沖縄 21 世紀ビジョン、沖縄県広域緑地計画、及び各市町村による緑の基本計画について、概要を整理する。

① 沖縄 21 世紀ビジョン（平成 22 年 3 月 沖縄県）

めざすべき 5 つの将来像

- (1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島
- (2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島
- (3) 希望と活力にあふれる豊かな島
- (4) 世界に開かれた交流と共生の島
- (5) 多様な能力を発揮し、未来を拓く島

■ 「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島」推進戦略

1 沖縄グリーン・イニシアティブ

- ・自然環境の持続的な利活用に向けて、利用区分（ゾーニング）や環境収容力（キャリング・キャパシティ）の考え方に基づくルール・仕組みづくりを行うとともに、先進的な自然環境の保全・再生を推進する。
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指し、自然環境の保全と経済社会の発展との両立を図るとともに、リサイクル技術の革新及び廃棄物資源の地域循環システムを確立する。
- ・亜熱帯の海洋島しょ圏の立地特性を戦略的に活用し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーなど環境技術の革新を進め、世界の環境フロンティア及び地球温暖化対策の先進的モデルとなる「低炭素島しょ社会」を実現する。

2 沖縄伝統文化・芸術の創造と活用

- ・命どう宝（生命尊重と平和の希求）、ユイマール（相互扶助・連帶）、イチャリバチヨーデー（友好・親善）など県内外から沖縄の良さと認識される精神文化を、貴重な地域資源として保全・継承しつつ、普遍的・国際的価値観として我が国、世界に発信するとともに、国際交流をはじめ様々な分野で活かしていく。
- ・沖縄の観光リゾート地としての質の向上、新たな産業と雇用の創出に向けて、芸術文化、エンターテイメント文化、食文化など文化産業を戦略的に創造・育成する。

3 千年悠久の人間に優しいまちづくり

- ・県民の生活や観光に不可欠の地域資源である沖縄固有の景観・風景・風土を重視し、時間とともに価値が高まっていく「価値創造型のまちづくり」（景観 10 年、風景 100 年、風土 1000 年）を実現する。
- ・高齢化社会と脱自動車社会に対応した移動環境と交通手段の確保、日常の生活活動

が身近なところで可能となる自転車や歩行者中心のコンパクトな都市づくりなど
21世紀にふさわしい「人間優先のまちづくり」を実現する。

■ 克服すべき沖縄の固有課題と対応方向

「大規模な基地返還とそれに伴う県土の再編」

1 大規模な基地返還跡地

沖縄の8割以上の人団が集中する中南部都市圏においては、大規模な基地返還が予定されており、これら約1,000～1,500haの跡地開発は、沖縄の県土構造を再編する大きなチャンスであり、沖縄全体の振興発展に向けて、各跡地の利用計画を総合的にマネージメントし、効率的に整備する新たな仕組みが必要となる。

また、自然環境を再生し、周辺密集市街地の居住環境の改善や都市機能の積極的な再配置を図りつつ、基地返還跡地と既成市街地との一体的な整備による道路網の適正配置など中南部都市圏の機能を高めていく必要がある。

そのためには、基地跡地等を活用した鉄道やモノレール、LRTなど軌道系の新たな公共交通システムや骨格的な道路網の整備充実を図ることにより、都市交通ネットワークを再編・構築するとともに、基地跡地等において交通結節機能を形成する。

また、基地の存在による精神的な負担を軽減させる施設として、平和希求のシンボルとなる大規模な公園を整備するとともに、基地内に残された貴重な自然環境を調査し、保全することにより優れた環境づくりを先導する。

さらに、跡地の活用に当たっては、沖縄の振興発展に資する貴重な空間として、国際機関の誘致等による国際貢献・協力機能や跡地の立地特性を活かした都市近接・リゾート機能等の導入を促進するとともに、国内外の大学との連携によるサテライト機能の構築やリサーチパーク等の拠点形成を図り、これらの跡地の機能を戦略的に活用し、新たな産業の立地を推進する。

2 各圏域の機能整備の方向性

[中南部都市圏]

本島中南部は、沖縄の中心都市圏として100万人を超える人口が集中し、市街地が連続している。教育、医療、産業、情報、交通など高次都市機能の整備を進めるとともに、歴史、伝統、文化等を活用した魅力ある広域観光都市圏の形成を目指す。また、都市と農漁村という多面的な機能を有していることから、都市近郊型の農林水産業を振興する。

また、アジア・ゲートウェイ機能の一翼を担うため、国際的に競争力のある空港や港湾の整備・拡充を図るとともに、国際物流拠点を形成し、観光拠点の拡充など新たな産業振興を図る。

② 沖縄県広域緑地計画（平成 14年 3月 沖縄県）

対象区域	県域内の都市計画区域（7 区域）。 都市計画区域に隣接する範囲にあって沖縄県の特性を活かす上で重要な緑地については含めて検討。
圏域の設定	広域の視点で 5 つの都市圏に区分 1. 那覇広域都市圏 2. コザ広域・石川都市圏※ 3. 名護・本部都市圏 4. 平良都市圏 5. 石垣都市圏
計画の期間	2000 年（平成 12 年度）～2020 年（平成 32 年度）
対象緑地の規模	県知事が都市計画に定める緑地（都市公園、地域制緑地）の規模である 10ha 以上を基本。（調査及び計画検討段階ではおよそ 4ha 以上を扱う）

※コザ広域・石川都市圏：現在の中部広域都市計画区域にあたる圏域

■ 計画の基本理念

- ・持続発展的な県土の形成と交流文化の舞台をつくる
- ・緑地回廊の形成を目指して
 - 沖縄の自然や歴史を培ってきたシンボルとして緑地の回復・再生を進める
 - 沖縄の全島を一つの回廊にして人や自然や文化のふれあいを育む

■ 基本方針

- 沖縄の緑の特性を生かした緑地づくり
- 圏域の特徴を活かした緑地の配置

■ 目標水準設定

将来人口に対する 都市公園の確保目標	将来人口に対し、一人あたり 20 m ² 以上となる公園を確保する。 ⇒那覇広域都市圏では約 760ha、コザ広域・石川都市圏では約 230ha の新規公園計画が必要
将来市街地面積に対する 緑地の確保目標量	将来市街地面積の 30%以上にあたる緑地を確保する。（※緑地の割合は、市街地の周辺地域を含める） ⇒那覇広域都市圏では 2,449ha、コザ広域・石川都市圏では 1,264ha の追加確保が必要
都市圏に確保する 緑被地量	環境の基盤を形成する緑被地を都市圏全体で 50%以上を保つように維持していく。 ⇒那覇広域及びコザ・石川都市圏で 30%以上、名護・本部、平良及び石垣都市圏で 70%以上を維持することにより、都市圏全体で平均 50%以上の緑被地量を維持する

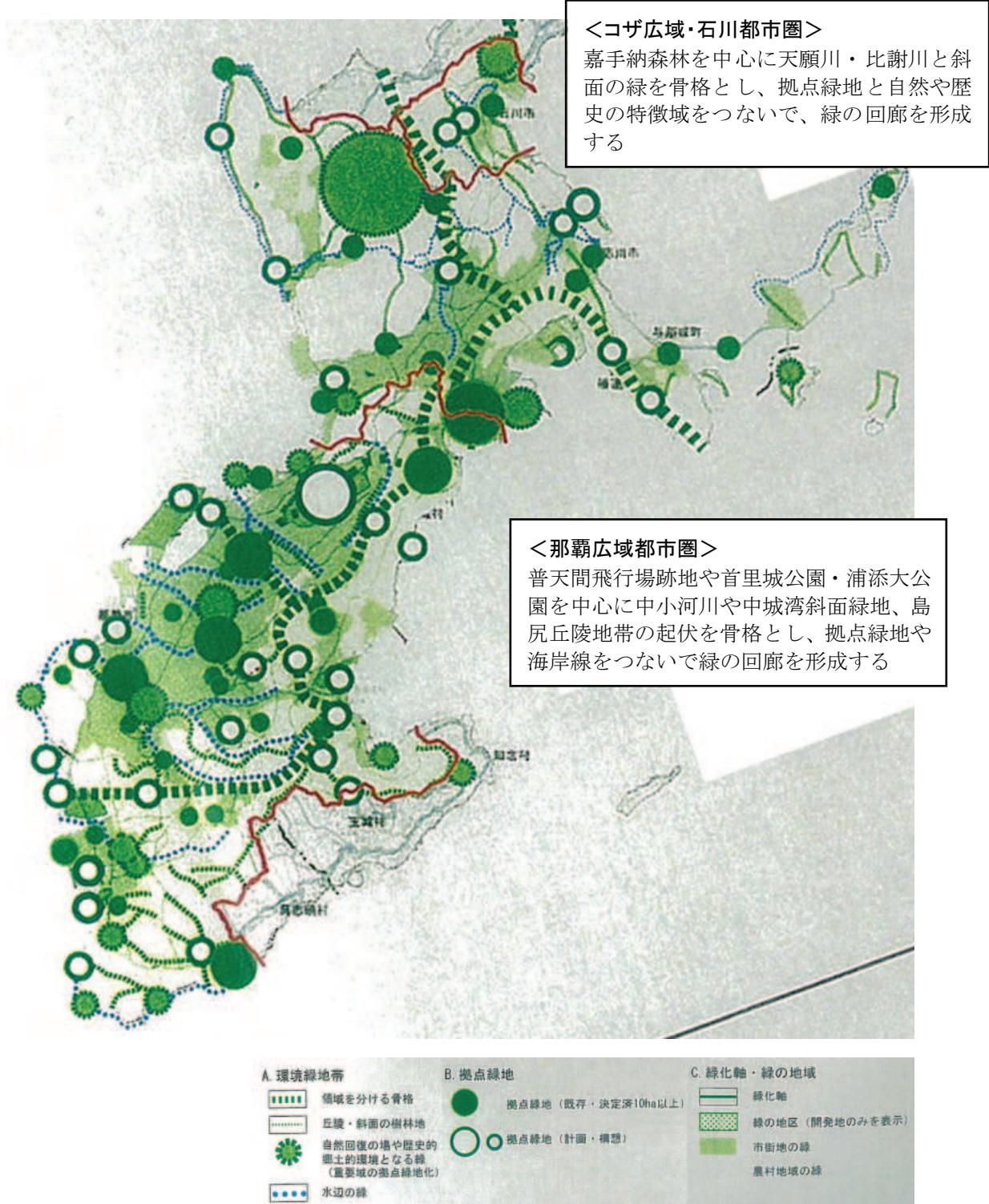


図 1-1 沖縄県広域緑地計画による将来像図 ※中南部都市圏の部分

■ 那覇広域都市圏における施策の推進方針：基本方針と緑地配置の方針

琉球の歴史文化と都の風格を表す緑のまちの創造、交流とふれあいを育む海辺の緑の充実・丘の緑の創出、中城湾を囲む緑の帯の再生、島尻の魅力を伝える緑の里野の回復。

- 拠点となる公園緑地の整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等の確保）
 - ・大規模な返還軍用地跡地を生かした文化の公園の整備と防災避難の場の確保。
 - ・サンゴ礁やラムサール条約登録湿地を活かした水辺と森の拠点整備、埋立地での海の再生を図る海辺の公園の整備。
 - ・島尻の大地の広がりと緑を活かした保養・リゾートの公園整備。世界遺産登録の歴史や文化遺産を活かした歴史の公園と周辺一帯の整備。
- 圈域の骨格を維持し緑の回廊を形成する緑地の保全
 - ・島尻の丘や流域の環境とグスク一帯の歴史的環境や眺望・風致の保全を図り、対象とする緑地を市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。（風致地区・緑地保全地区、生産緑地地区等の地域制緑地の導入、市民緑地制度の促進と連携などを検討）
- 身近な公園緑地の整備推進
 - ・市町村の住区基幹公園、都市基幹公園の計画的整備を推進。特に近隣公園・地区公園の充足。

1 琉球弧の自然と親しむための環境保全系統緑地の配置方針

- ・自然共生の森の拠点として、末吉公園、浦添城跡公園、中城公園の緑地環境を維持し、これらをつなぐ普天間飛行場返還予定跡地に森となる緑地を創出して、中央部を中城の森までつなぐ回廊拠点を形成する。国場川流域に森の公園（高津嘉山・新川森等）を配置して中城湾岸の斜面緑地帯から西海岸につなぐ緑地回廊を形成する。
- ・水辺の拠点としてラムサール条約登録湿地の漫湖公園を生かし、豊見城城跡、名城海岸、瀬長島、シリン川の自然緑地や豊崎、那覇～浦添、西原の海岸緑地を整備する。
- ・これらをつなぐ中城湾岸斜面や島尻丘陵地帯、及び河川沿いの緑地的環境とサンゴ礁礁池や干潟の環境を保全し、自然利用の公共施設緑地を加えて自然共生回廊の形成を図る。

2 琉球王国の物語を訪ねるための環境保全系統緑地の配置方針

- ・世界遺産登録史跡を持つ首里城公園、識名公園を始め末吉公園、浦添城跡公園の整備・充実を図り、同じく世界遺産登録地域の中城公園の整備の進展を図り、大里城趾公園の整備を進める。また豊見城城趾や照屋城跡、世界遺産斎場御嶽などの公園化を検討する。
- ・これらの拠点公園を中心に世界遺産や点在するその他のグスクや御嶽、歴史の道などの緑地的環境を保全しこれらを通して歴史回廊の形成を進める。

3 安全で住みよいまちにするための防災系統緑地の配置方針

- ・大地震などの災害時に広域避難の場となる 10ha 以上の都市公園の供用を進める。内陸部に避難緑地を確保できない宜野湾市域については普天間飛行場返還予定跡地を生かした広域防災公園を確保し、周辺および湾岸部と新市街地の人口を収容するとともに、ここを中南部都市圏防災対策上の後方支援公園・広域の防災拠点となるように整備を図る。
- ・湾岸部の既設公園および埋立地に出現する湾岸公園に津波対策緑地帯の整備を進める。
- ・連続する市街地を分けている河川や幹線道路を防災緩衝帯とし、また排熱排ガスを緩和する風の道としてその緑地的環境を維持し緑化の充実を図る。また市街地に接する斜面や崖線は地滑りや崩壊防止の緑地帯として保全を図る。
- ・これらの公園緑地や緑化軸はまちを安心快適に楽しい所とし、市民や来訪者の交流と文化を育むよう充実した整備を図り、地域内の緑地と結んで防災緑地網の形成を進める。

4 交流を広げるためのレクリエーション系統緑地の配置方針

- ・圏域住民と県外利用者双方の多様な余暇のニーズに応え、スポーツ・レクリエーション活動が出来て探訪や交流・保養の魅力も備えた多彩な公園の充足を図る。
- ・広域の利用域を 3 つに分けてそれぞれ 1 箇所以上のレクリエーション拠点を形成する。
 - ア. 西部市街地：奥武山運動公園と普天間飛行場跡地（文化交流）
 - イ. 南部郊外：名城海岸（海・保養）と島尻丘陵（保養・展望）
 - ウ. 東部中城湾岸：西原海岸（海）
- ・海岸部の既設公園は親水性の向上を図り、また埋立地には渚や干潟の海浜利用ができる緑地を配置し、内陸部には地域の探訪公園や市町村の中央公園を補う公園を配置する。
- ・市町村中央公園の充足を図り、海岸・河岸や公園周辺ではアプローチ道路に遊歩道の整備を加えて緑のレクリエーションネットワークを形成する。

5 沖縄の景色をつくるための景観形成系統緑地の配置方針

- ・改変が進み特徴を失いつつあるハンタの丘や石灰岩の斜面と中小河川、入江や湿地やサンゴ礁など地形の骨格上にある緑地の保全を図る。これらを見渡せる台地上部や海岸先端部の緑地を展望公園として整備を図る。首里・浦添・中城・大里等の城跡緑地や平和祈念公園等の台地端部の公園を維持し、豊見城城跡や八重瀬嶼一帯、瀬長島等の展望地の公園化を検討する。
- ・沖縄の景観の特徴であるサンゴ礁が残されている名城や瀬長の一帯、中城湾の一部の海岸線、及び丘陵の間を流れる河川や市街地を囲む台地斜面を緑地として保全し、人工化の進んだ区間の緑地化緑化を進めて水辺景観の回復を図る。

■ 那覇広域都市圏における施策の推進方針

表 1-1 公園緑地等の整備目標及び配置の方針(那覇広域都市圏)

種別	配置方針	現況供用	計画目標
住区基幹公園	住民一人あたり 1 m ² 以上の街区公園、2 m ² 以上の近隣公園を重点に充足を図り、市町村公園事業で具体化。(市町村緑の基本計画検討範囲)	供用 124. 9ha 1. 70 m ² /人	既定 212. 1ha 新規 100. 0ha 4. 00 m ² /人
都市基幹公園	住民一人あたり 3 m ² 以上の総合公園、1.5 m ² 以上の運動公園を配置。1箇所もない所を重点に市町村公園事業で具体化を図る。(市町村緑の基本計画の検討範囲)	供用 152. 5ha 2. 08 m ² /人	既定 329. 4ha 新規 21. 8ha 4. 50 m ² /人
広域公園	平和祈念公園、沖縄県総合運動公園（一部）、中城公園に加えて <u>防災や環境回復上重要な普天間飛行場返還跡地を文化の公園として配置</u> し、計画水準の向上を目指す。	供用 28. 6ha 0. 39 m ² /人	既定 167. 7ha 新規 100. 0ha 3. 43 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園) (特殊公園等)	多彩なニーズに応えた公園検討地や市町村緑の基本計画検討地を対象にして環境緑地帯・緑地回廊の要所にテーマ公園の形成を図る。市町村の公園事業を基本に具体化を検討。 (斎場御嶽 20ha の計画含む：都市計画区域隣接)	供用 35. 1ha 0. 48 m ² /人	既定 106. 9ha 新規 522. 9ha 8. 07 m ² /人
合計	供用 341. 0ha 既定 816. 2ha 新規 744. 7ha	4. 66 m ² /人	20 m ² /人

表 1-2 風致地区・緑地保全地区等の指定の方針(那覇広域都市圏)

種別	配置方針	現況	目標
風致地区	末吉・漫湖の既指定 2 地区に加えて中城湾岸一帯、島尻丘陵一帯等に残された緑地的環境の確保を図り、広い範囲に指定を検討する。市町村緑の基本計画緑地を併せて、重要な所、緊急度の高い所から指定を進める。(周辺領域未担保緑地残 1134ha の 7割確保)	111. 50ha	(新規 800ha) 911. 50ha
緑地保全地区	指定地内緑地の確保を図り、重要保全対象に指定を検討。(未担保緑地 215ha の 1割確保) (市町村緑の基本計画の検討範囲) 郊外では風致地区の重要な部分に指定を検討する。 (新規計画 800ha の 2割程度)	0. 00ha	20. 00ha (郊外 160ha)
生産緑地地区	宜野湾市大山の田芋畑を重要な生産緑地として保全を図る。 (市の緑の基本計画の検討範囲)	0. 00ha	30. 00ha
その他の地域制緑地	現行の鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続と維持管理の充実を進める。	487. 70ha	487. 70ha
	市街地内緑地の中で地域に係わりのある地域スケールの緑地を、市町村条例の適用や新規の条例制定を期待して条例緑地としての確保を検討する。 (未担保緑地 215ha の 2割程度) (市町村緑の基本計画の検討範囲)	0. 00ha	45. 00ha
合計		599. 2ha	1494. 20ha

■ 那覇広域都市圏における施策の推進方針

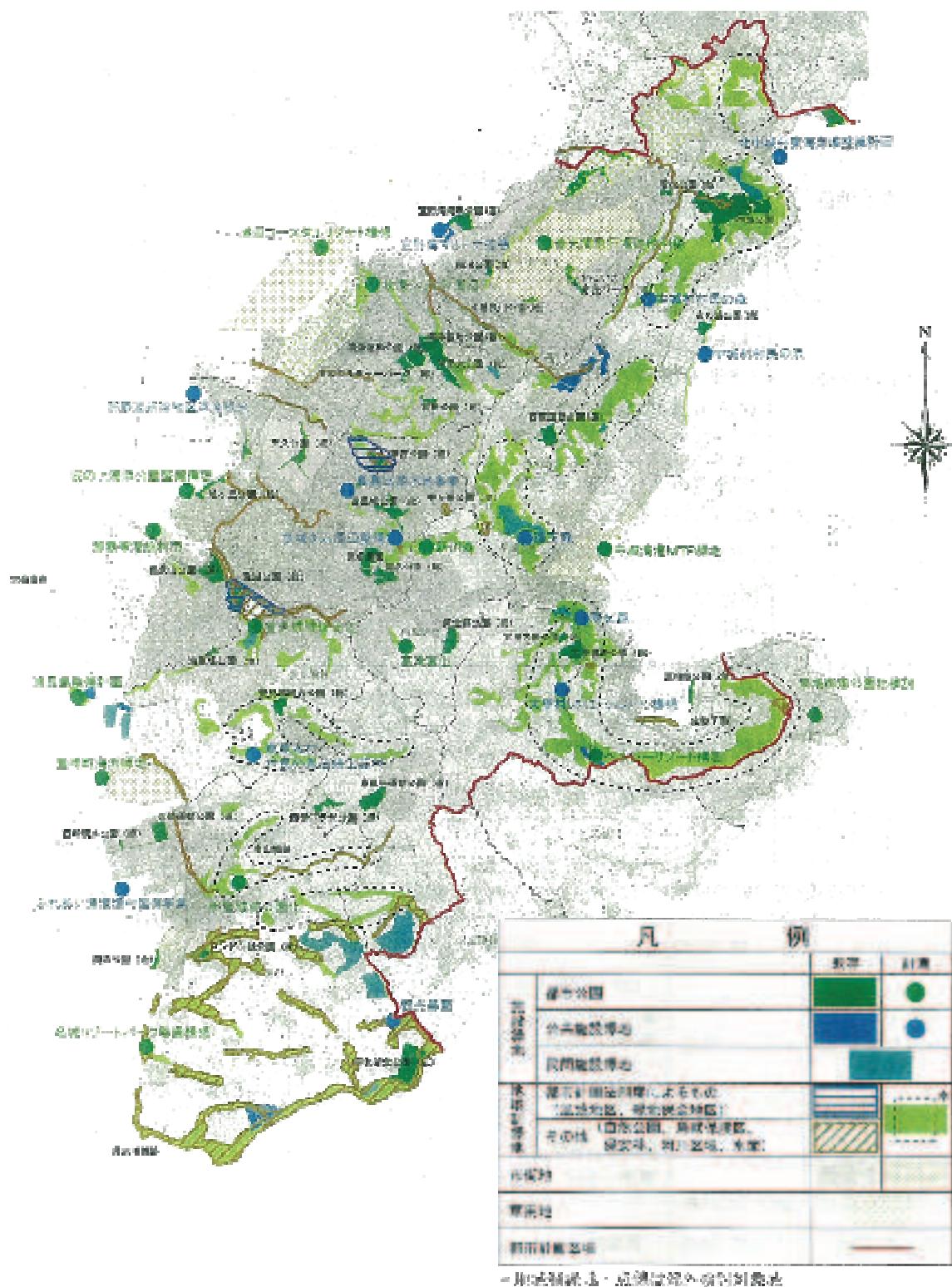


図 1-2 広域緑地計画実現のための施策の方針図(那覇広域都市圏)

■ コザ広域・石川都市圏における施策の推進方針：基本方針と緑地配置の方針

森と川と海辺とまちをつなぐ緑地の形成、グスクから望む緑の景色と入江の再生、金武湾の豊かな海を育む水辺の緑の充実。

- 抱点となる公園緑地の整備（規模 10ha 以上の根幹的都市公園等）
 - ・中城湾や金武湾の自然を生かした水辺の公園の整備。
 - ・世界遺産勝連城跡を始めとするグスクの公園化。
 - ・返還軍用地跡地利用や丘陵部を生かした地域の中央公園の整備。
- 圈域の骨格をつなぎ緑の回廊を形成する緑地の保全
 - ・天願川・比謝川水系や中城湾～勝連一帯の斜面などの圈域の骨格を形成する緑地的環境の保全を図り、対象とする緑地を、市街化の傾向や保全の重要性に応じて段階的に確保。（風致地区・緑地保全地区等の地域制緑地導入、市民緑地の促進連携検討）
- 身近な公園緑地の整備推進
 - ・市町村の住区基幹公園、都市基幹公園の整備の推進。特に近隣公園・地区公園。

1 琉球弧の自然と親しむための環境保全系統緑地の配置方針

- ・自然緑地は嘉手納弾薬庫内の森林地域と天願川・比謝川沿いにあって北側内陸に偏っていることから海辺の自然を生かした抱点の形成を図り、金武湾や中城湾に水辺の抱点を配置する。
- ・森林地域周辺の両河川上流部や河川流域の緑地的環境を保全し、東側は中城湾岸斜面沿いに、東側は軍用地内緑地を経由して那覇広域都市圏の緑地帯につなぐ回廊を形成する。
- ・海域を含めた島嶼部の緑地的環境を維持する。

2 琉球王国の物語を訪ねるための環境保全系統緑地の配置方針

- ・世界遺産座喜味城跡公園の整備を進めるとともに、世界遺産勝連城址や宇江城城跡一帯、知花城跡、伊波城址の公園化を図り、また 10ha 未満のグスク等の歴史的公園の整備を進めて圈域の個性を高める。
- ・世界遺産地域の周辺やグスクの丘につながる緑地的環境を保全して歴史回廊の部分を形成していく。

3 安全で住みよいまちにするための防災系統緑地の配置方針

- ・大震災などの災害時に広域避難の場となる 10ha 以上の都市公園の供用を進める。市街地内に避難の防災公園を確保できない沖縄市市街地北側では、知花城址一帯の緑地を確保する。また津波に対しては市街地の公共空地系統と結んで中城湾側からの避難にも対応を図る。北谷町の軍用地返還跡地利用(キャンプ桑江)は海岸部からの避難に対応を図る広域の防災公園として確保を図る。
- ・海岸部にある既設公園および埋立地に出現する海岸公園に津波対策緑地帯を造成する。
- ・中城湾岸の斜面は地滑り等防止の緑地帯として保全を図る。
- ・沖縄市と具志川市に連続する市街地では幹線道路を防災緩衝帯とし緑化の充実を図る。

- これらの公園緑地や緑化軸はまちを安心快適に楽しい所とするよう充実した整備を図る。

4 交流を広げるためのレクリエーション系統緑地の配置方針

- スポーツ・レクリエーション活動ができるまちの中央公園の供用整備を進める。
- 利用域を3つに分けて、圏域に不足しているテーマ性を持った新たな公園を配置する。
 - ア. 西海岸:軍用地返還跡地利用(中央公園の確保)**
 - イ. 中城湾:泡瀬海岸(水辺の探訪)
 - ウ. 東海岸金武湾:知花城跡(歴史風土の探訪)
- 市町村公園との連携を図り、緑のレクリエーションネットワークを形成する。

5 沖縄の景色をつくるための景観形成系統緑地の配置方針

- 地域の景観の特徴部にある緑地を維持する。残波岬、座喜味城跡、天願川、比謝川、勝連城跡、中城湾泡瀬海岸の風致を維持する。残波岬、座喜味城跡、勝連城跡はこれらの特徴を見る展望公園として充実を図る。
- 海岸の人工化が大きい北谷海岸、中城湾岸で緑地の形成と海岸緑地化を進める。
- 景観緑地帯となる比謝川・天願川、中城湾岸、金武湾海岸の緑地的環境を保全する。

■ コザ広域・石川都市圏における施策の推進方針

表 1-3 公園緑地等の整備目標及び配置の方針(コザ広域・石川都市圏)

種別	配置方針	現況供用	計画目標
住区基幹公園	住民一人あたり 2 m ² 以上の近隣公園を重点にして充実を図り、市町村公園事業で具体化を図る。 (市町村緑の基本計画の検討範囲)	供用 81.4ha 2.68 m ² /人	既定 127.8ha 新規 1.9ha 4.00 m ² /人
都市基幹公園	圏域では住民一人あたり 4.5 m ² 以上の水準は充足しているので、既定の公園が 1箇所もない所を重点に充実を図り、市町村公園事業で具体化を図る。 (市町村緑の基本計画の検討範囲)	供用 91.1ha 3.00 m ² /人	既定 181.9ha 新規 0.0ha 5.61 m ² /人
広域公園	沖縄県総合運動公園(沖縄市分 47.7ha)がほぼ標準面積 50ha に近いことから現状を維持し、充実を図る。	供用 47.7ha 1.57 m ² /人	既定 47.7ha 新規 0.0ha 1.47 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園) (特殊公園等)	テーマの多様性を広げ、市町村緑の基本計画検討対象地の具体化を進めて、環境緑地帯・緑の回廊の要所にテーマ公園の形成を図る。市町村の公園事業を基本に具体化を検討。	供用 239.8ha 0.64 m ² /人	既定 67.7ha 新規 221.3ha 8.92 m ² /人
合計	供用 239.8ha 既定 425.0ha 新規 223.2ha	7.89 m ² /人	20.00 m ² /人

表 1-4 風致地区・緑地保全地区等の指定の方針(コザ広域・石川都市圏)

種別	配置方針	現況	目標
風致地区	前原風致地区に加えて中城湾岸、天願川・倉敷ダム周辺、比謝川河口一帯の環境緑地帯や骨格緑地の重要範囲に、指定を検討する。(周辺領域未担保緑地残 1090ha の 4割確保)	2. 10ha	(新規 440ha) 442. 10ha
緑地保全地区	市街地内緑地の確保を図り、重要保全対象に指定を検討。(未担保緑地 419ha の 1割確保) (市町村緑の基本計画の検討範囲) 郊外では風致地区の重要な部分に指定を検討する。 (新規計画 440ha の 2割程度)	0. 00ha	42. 00ha (郊外 88ha)
その他の 地域制緑地	現行の鳥獣保護区や国定公園、保安林については、指定の継続、維持管理の充実を進める。	213. 00ha	213. 00ha
	市街地内緑地の中で地域に係わりのある地域スケールの緑地を、市町村条例の適用や新規の制度制定を期待して条例緑地としての確保を検討。(未担保緑地 419ha の 2割程度) (市町村緑の基本計画の検討範囲)	0. 00ha	84. 00ha
合計		215. 10ha	781. 10ha

■ コザ広域・石川都市圏における施策の推進方針

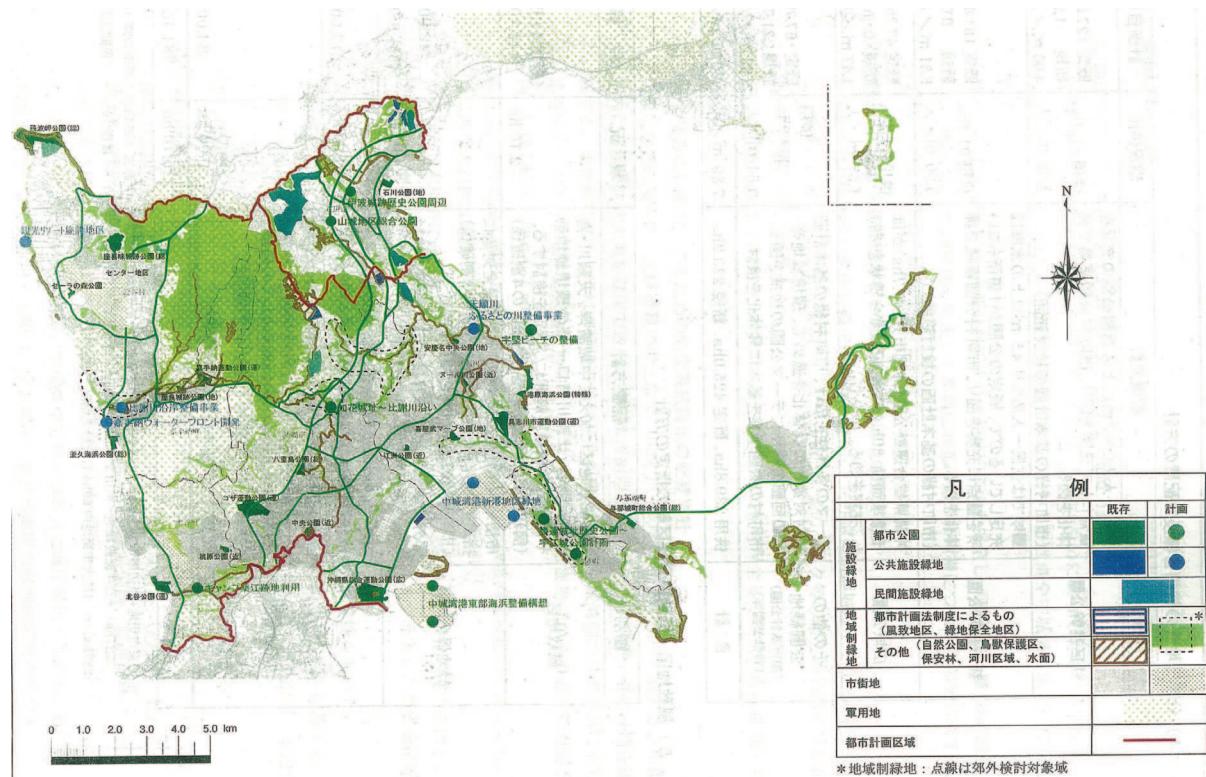


図 1-3 広域緑地計画実現のための施策の方針図(コザ広域・石川都市圏)

③ 緑の基本計画

中南部都市圏において緑の基本計画は、17市町村のうち11市町村で策定されている。

表 1-5 緑の基本計画の策定状況

	策定状況		策定状況
那覇市	策定（平成13年3月）	嘉手納町	策定（平成18年1月）
宜野湾市	策定（平成18年5月）	北谷町	未策定
浦添市	策定（平成12年3月）	北中城村	未策定
糸満市	策定（平成14年）	中城村	未策定
沖縄市	策定（平成12年5月）	西原町	未策定
豊見城市	策定（平成12年）	与那原町	策定（平成16年2月）
うるま市	策定（平成20年3月）	南風原町	策定（平成18年）
南城市	未策定	八重瀬町	未策定※
読谷村	策定（平成20年3月）		

※旧東風平町では策定されているが、八重瀬町としては未策定

このうち、対象とする駐留軍用地が所在する4市（那覇市、宜野湾市、浦添市及び沖縄市）の計画について、以下に整理する。

那覇市:那覇市緑の基本計画 (平成 13 年 3 月)

みんなで創る みどりのまち 美ら那覇
~歴史・文化・自然を活かした亜熱帯庭園都市・なは~

	基準年 H12	目標年次 H29
市域に対する緑地割合	19.8%	28.1%
1人あたり都市公園等面積	4.97 m ² /人	9.75 m ² /人



図 1-4 那覇市緑の基本計画による緑の将来像

計画の基本方針(要約)

I. 緑の骨格を保全し、まちを緑と水で取り囲む

○市の周縁部に現存する緑（貴重な動植物が生息・生育、歴史・文化資源が数多く分布）を、市の骨格・腰当森＜クサティムイ＞と位置づけ、市民が緑の効用を享受できるよう活用方策を定め、保全を推進する。

○海辺の緑化や親水空間を拡充することで、市街地を緑と水で取り囲み、自然環境基盤を形づくり。

II. 緑と水のネットワークで、市内の緑をつなぐ

○河川や水路（国場川、久茂地川、安里川等）、漫湖沿いの水辺の緑化を推進し、また、道路緑化をさらに拡充し、現存する緑地をネットワークさせることで、市民に憩いのスペースを提供し、野鳥や昆虫等の移動を支え、緑と水辺による市街地の微気候の調整機能等も引き出す。

III. まちの景観を緑で整える

○道路や河川等の水辺の緑化をさらに推進する一方、民間敷地の緑化促進、官民を含めた建物の緑化を進め、緑によって美しい景観の形成を進める。

○沖縄都市モノレール沿線地域（空港～首里城公園付近）を緑による景観形成の促進地域と捉える等、具体的な取り組み方針を定める。

IV. 緑のまちづくりを市民・事業者・行政の協働で進める

○市民・事業者・行政の三者の協働により緑をつくり・育てる取り組み方針を定める。

宣野湾市：宣野湾市緑の基本計画（平成 18 年 5 月）

大きな緑と小さな緑が奏でる魅緑ある都市づくり

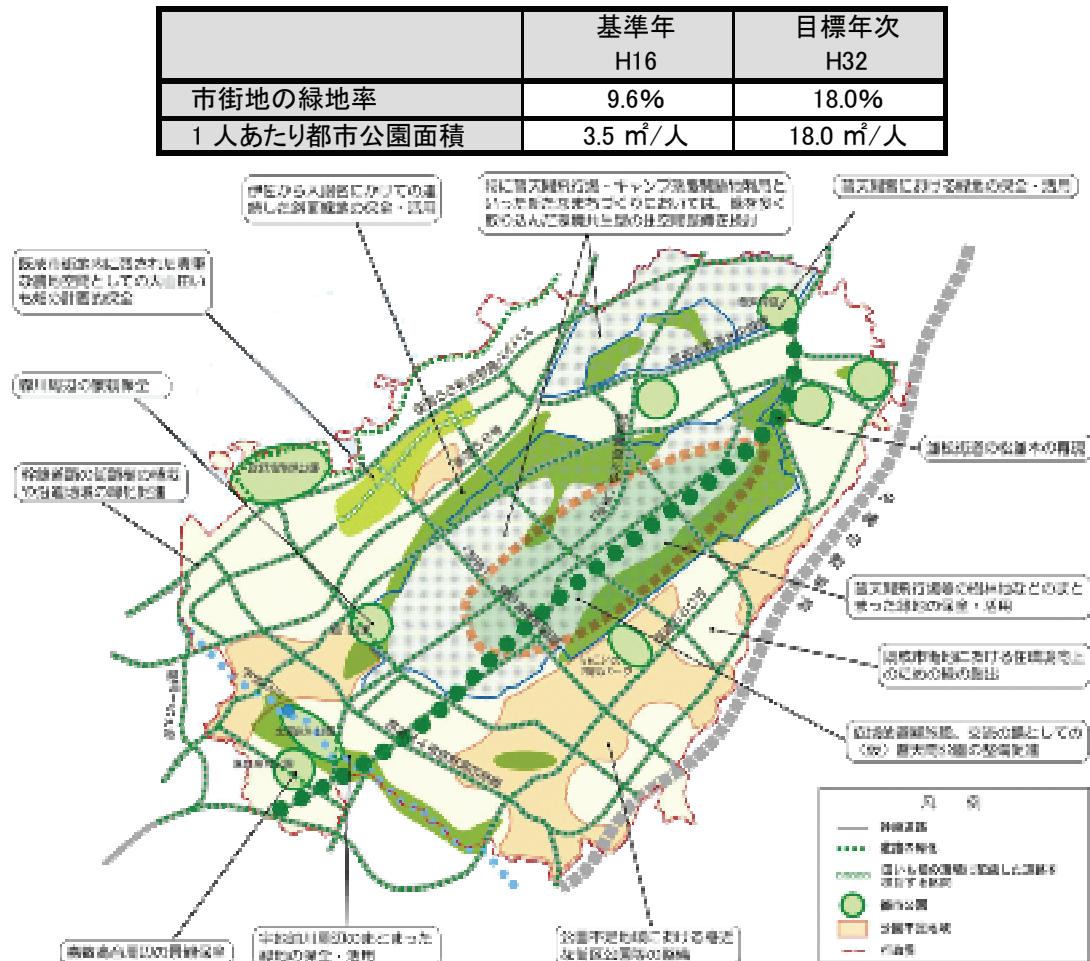


図 1-5 宜野湾市緑の基本計画による緑の方針図

基本方針(要約)

- 本市の骨格となる緑を守り、創ります。
 - 連続した斜面緑地の保全・活用 (伊佐～大謝名)
 - まとまった緑地の保全・活用 (普天間飛行場の樹林地、宇地泊川周辺等)
 - 大山田いも畑の計画的保全
 - (仮) 普天間公園の整備促進
- 地域の歴史・文化を継承する緑を守り、創ります。
 - 文化財等の周辺における緑の環境整備
 - 並松街道の松並木の再現
 - 普天間宮における緑地の保全・活用
 - 墓地公園確保の検討
 - 市街地に点在する一団の墓地の緑の保全・活用
- 安全を支える身近な緑を創ります。
 - 公園不足地域における身近な街区公園等の整備
 - 広域的避難施設としての(仮) 普天間公園の整備促進

- 幹線道路の街路樹の植栽や沿道地域の緑化促進
 - 急傾斜地等の緑地の保全
- 4 人々の交流を支える緑を創ります。
- 広域的な交流の場としての(仮)普天間公園の整備促進
 - 街区公園、近隣公園の整備
 - 河川における親水空間の整備
- 5 環境にやさしい緑を守り、創ります。
- 貴重な生物の生息地となっている大山田いも畑の計画的保全
 - 既成市街地における住環境向上のための緑の創出
 - 特に普天間飛行場・キャンプ瑞慶覧跡地利用といった新たなまちづくりにおいては、緑を多く取り込んだ環境共生型の住空間整備を検討
- 6 地域性豊かな市民が親しみ持てる緑の風景を守り、創ります。
- 伊佐から大謝名にかけての斜面緑地の景観保全・活用
 - 嘉数台地及び森川周辺の景観保全
 - 本市を特色づける植栽の推進
- 7 市民等との協働による緑のまちづくりを進めます。
- 緑を育む心の育成
 - 市民・企業参加の仕組みづくり
 - 市民主体の緑のまちづくり

浦添市：ティーダヌファみどり計画（平成 12 年 3 月）

ティーダヌファのみどりのまち

	基準年 H12	目標年次 H27
市域に対するみどりの割合	約 18%	約 28%
1 人あたり都市公園面積	3.4 m ² /人	10.0 m ² /人

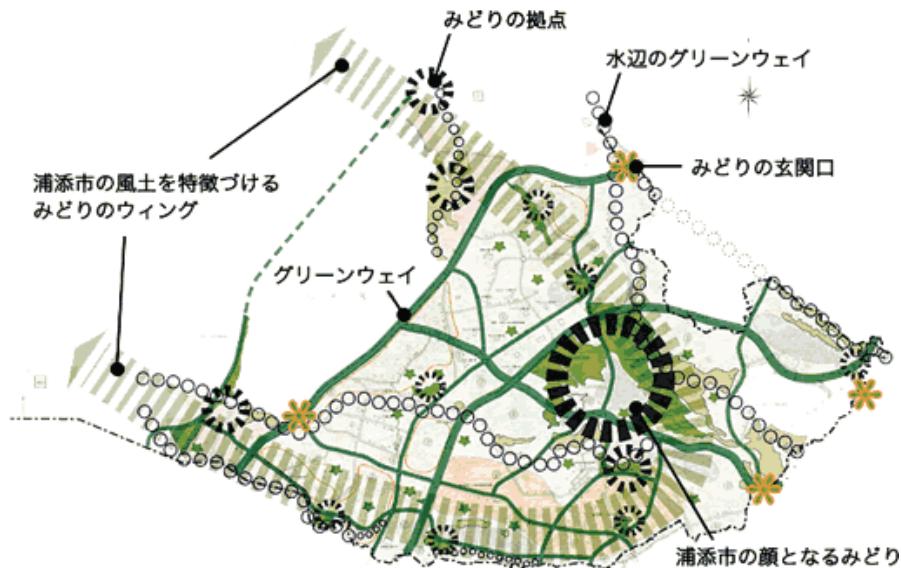


図 1-6 ティーダヌファみどり計画によるみどりの将来像

基本方針(要約)

- 1 浦添らしい景を物語り、太い幹や根っことなるみどりをまもり生かします。
 - 浦添グスクから北西に伸びる丘陵、南西に伸びる丘を、ティーダヌファのみどりの両翼として保全・活用する。
 - 浦添大公園、運動公園、カルチャーパーク等の公園緑地をみどりの核と位置づけ、整備充実を図り、ティーダヌファの顔づくりとその効果の波及に取り組む。
 - 農地を保全し、ティーダヌファの水文風景として継承する。
 - 地域ゆかりの緑地資源（樹林地・樹木・井泉等）を保全、活用する。
- 2 まちなかのみずみずしい景をつなげる大きな樹冠のみどりをつくりそだてます。
 - まちなかの拠点のみどりとなる公園緑地の適正な配置と整備を推進する。
 - 学校、公共公益施設及び、住宅、事業所等の緑化を推進し、身近な暮らしのふれあい拠点、みどりのまちなみを創造する。
 - 道路、河川沿いの緑化を推進し、歩いて楽しい道づくりや自然と共生する水辺空間づくりに取り組み、潤いある都市環境を形成する。
 - ⇒まち全体のみどりのネットワーク形成に取り組む。
- 3 次世代への財産となるティーダヌファをみんなで大きく育てます。
 - 暮らしに役立つみどりの情報や技術指導を容易に利用できるシステムづくりと、緑の市民活動を支援する交流拠点づくりに取り組む。
 - 行政、市民、事業者等の協働の仕組みづくり、行政内部の横断的バックアップ体制づくりに取り組む。
 - みどりのまちづくりの小さい芽を育むための普及・啓発活動の推進に取り組む。

沖縄市:沖縄市緑の基本計画 (平成 12年 5月)

**みんなで守り育む次世代に引き継ぐ沖縄市の緑
うるおいを感じる緑と水のまち**

	基準年 H12	目標年次 H27
緑被率(軍用地除く)	36.0%	36.6%
1人あたり都市公園等面積	9.74 m ² /人	13.3 m ² /人

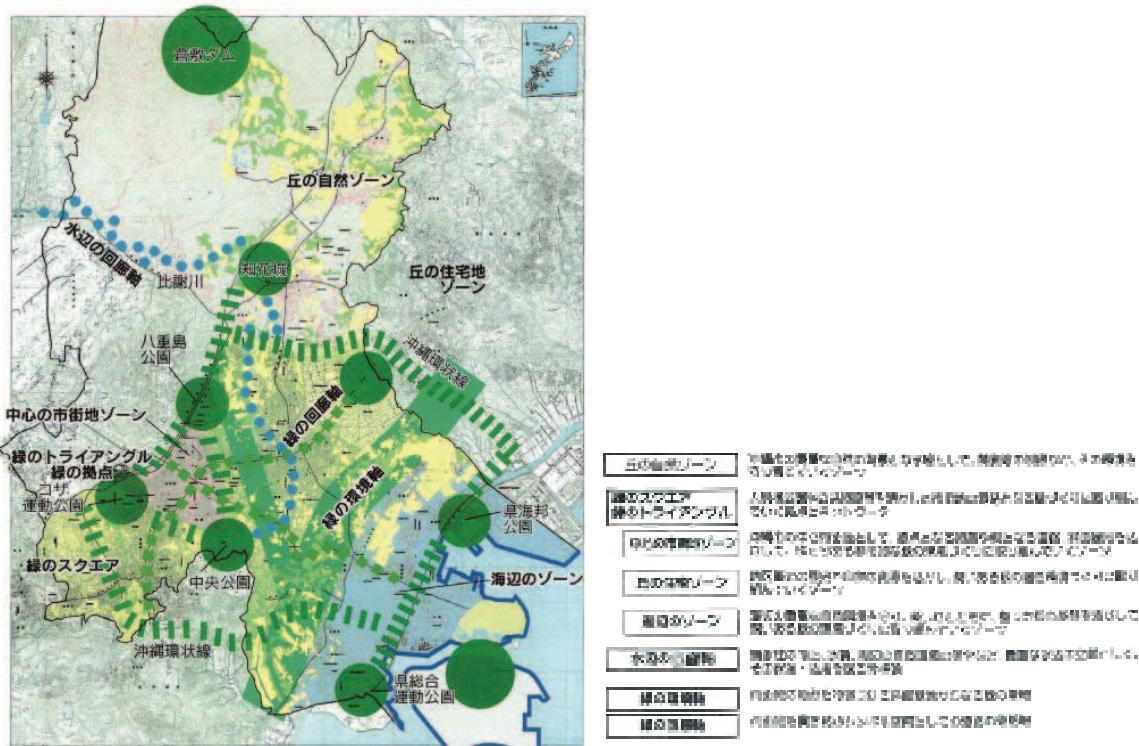


図 1-7 沖縄市緑の基本計画による将来像図

緑の保全と創造の方針(要約)

- 骨格となる自然の緑を守り伝える
本島の中でも重要な自然環境を有し、本市の骨格となる自然の緑を守り、後世に引き継ぐ
－軍用地も含めた北部樹林地
－知花グスク周辺、比謝川
－比屋根湿地、中城湾・斜面緑地
 - 緑の拠点、ネットワークを創る
大規模公園を拠点として、公共施設の緑化やプロムナード等によって緑と水と市民の暮らしや活動を結びつけるネットワークを形成する。
 - 風土に根ざした身近な緑を育む
御嶽林やチンマーサー、湧水等の緑の保全や活用、生垣等による民有地の緑化など、市民が身近に接する緑を育む。
 - 市民と行政の協働による緑づくり
あたりまえに意識されている緑の貴重さを認識し、今後、市民と行政が共に理解して守り、育て、育んでいく。

④ 広域緑地計画及び緑の基本計画のまとめと課題

市町村緑の基本計画

- ・中南部都市圏 17 市町村中、11 市町村で策定
(旧東風平町は策定しているが、八重瀬町としては未策定)
- ・策定年次は平成 8 年～平成 22 年と多様
- ・宜野湾市以外は大規模な基地返還は想定していない

【共通的な基本方針】

- ・丘陵地、斜面、河川、海岸等の水と緑の保全とネットワーク化
- ・御嶽や湧水等の歴史・文化と結びついた緑の保全
- ・市街地における緑化の推進と住民参加

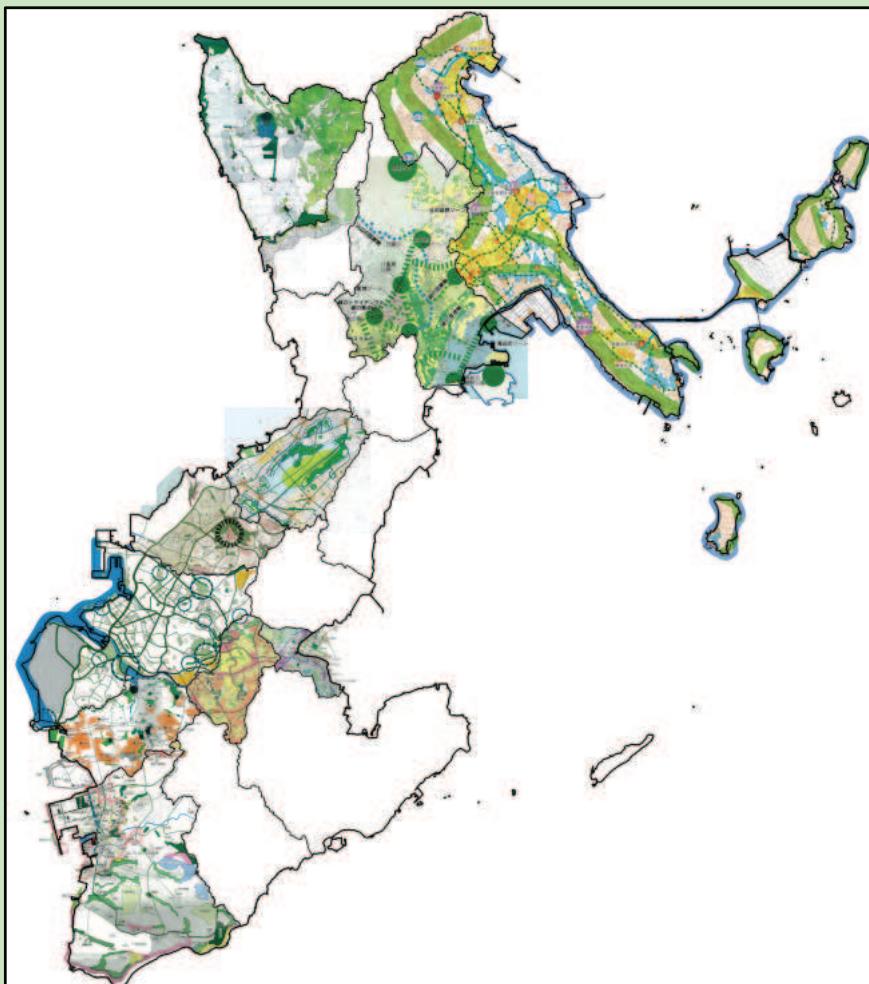


図 1-8 中南部都市圏における緑の基本計画の状況

※各市町村の緑の基本計画による緑の配置方針図又は施策方針図を合成して作成

沖縄県広域緑地計画

- ・県の都市計画区域全体を対象として、平成14年に策定
- ・基地返還はSACO合意（中南部都市圏では普天間飛行場等約500ha）を想定

【主要な特徴】

- ・各市町村の緑の基本計画等をベースに5つのコンセプト（自然共生、歴史風土、安心快適、健康・保養、景観）での回廊づくり
- ・市町村計画を上回る目標水準の設定と、これを実現するための広域的な緑地の配置方針

→
基地返還

【課題】

- ・大規模な基地返還を踏まえた、緑地と土地利用に関する広域的な調整方針
- ・各保全・活用要素を成立させている背景としての環境の広域的な保全

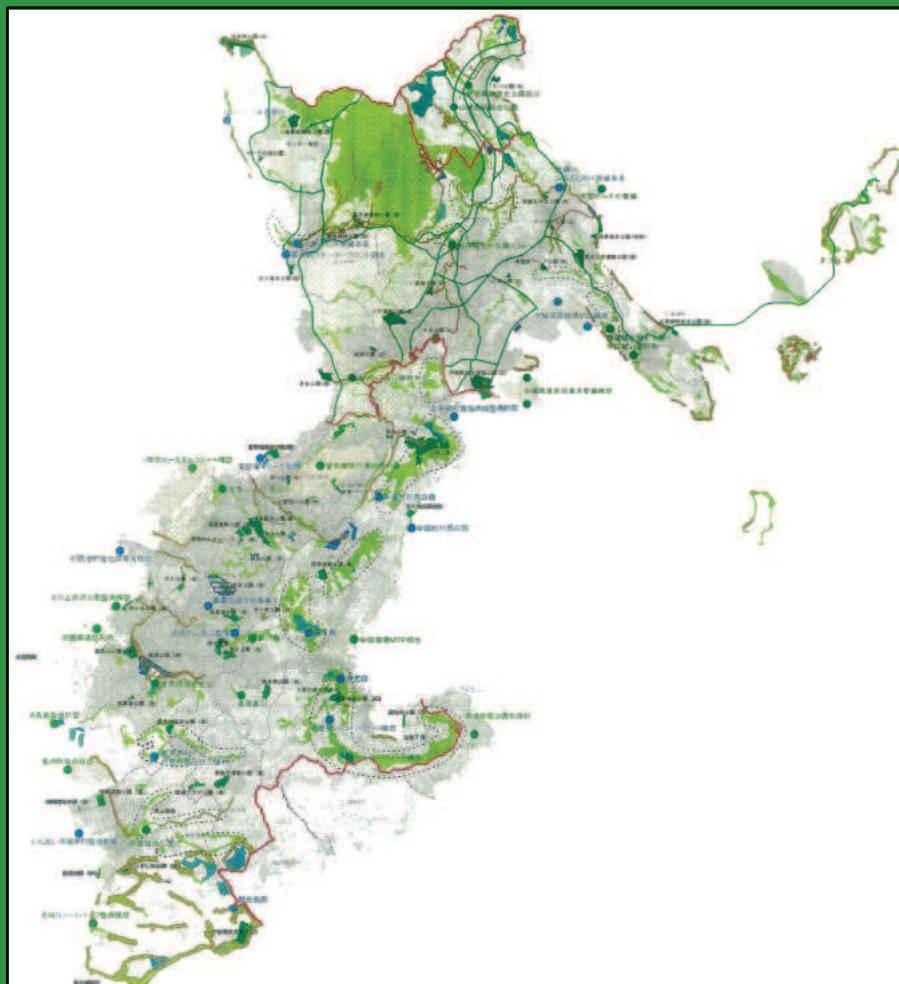


図 1-9 広域緑地計画実現のための施策の方針図

※沖縄県広域緑地計画による那覇広域都市圏及びコザ広域・石川都市圏の施策方針図を合成して作成

表 1-6 各種計画による目標水準

計画	対象区域	基準年	目標年	基本方針等		1人当たり公園面積(人/m ²)	既計画	目標	現況	目標地の市街地面積の比率
				供用	既計画					
整備・開発・保全の方針	那覇広域	H17	H37	歴史・文化と風格を表すまちの創造、海辺の緑の充実、緑の丘の創出とネットワーク化、健全な雨水循環の確保等	5.15	20.00				30%
	中部広域	H17	H37	森・川・海辺とともにをつなぐ緑地の形成、緑の景色・入江の再生、水辺の充実、骨格となる緑地的環境の保全・形成等	7.81	20.00				30%
広域緑地計画	那覇広域	H12	H32	「自然共生」「歴史風土」「安心快適」「健康・保養」「景観」の5つの回廊の形成	4.70	10.90	20.00			30%
	中部広域				7.90	13.80	20.00			30%
市町村 緑の基本計画	那覇市	H12	H29	水と緑の骨格とネットワーク、景観、協働の緑づくり等	4.97		9.75	19.8		28.1
	浦添市	H12	H27	根幹的な緑の保全・活用、ネットワークの形成、市民参加等	3.40	9.90	10.00	18	18	28
	宜野湾市	H17	H32	シンボル性の高い緑の保全・創出、市街地の身近な緑の創出とこれらネットワーク化	3.50		18.00	9.6	18	
	糸満市	H12	H32	歴史と文化のあるみどり(湧水・グスク)、潤いのあるみどり	9.00		21.00	15	15	28
	豊見城市	H8	H X	水辺と丘の緑の保全と活用、歴史・文化の保全、都市の緑の創出、緑のネットワークの形成	2.20		12.00	25.5	30	
	那覇広域 南城市	—	—	(未策定)						
	西原町	—	—	(未策定)						
	与那原町	H12	H32	丘陵地・農地の保全・活用、快適な海辺環境の創出、市街地の緑化推進・都市公園の整備等	2.77		4.82			
	南風原町	H17	H30	丘陵・農地の保全・活用、海域の保全と環境の創出、緑化の推進等	8.00		12.80	29	29	27
	八重瀬町	—	—	(未策定)※旧東風平町については策定されている						
那覇市	北中城村	—	—	(未策定)						
	中城村	—	—	(未策定)						
	沖縄市	H12	H27	自然、歴史・文化(御嶽、湧水)の次世代への継承、潤いを感じる緑と水のまち	9.74		13.00	36	36.6	
	うるま市	H22	H41	自然と歴史の緑の保全、潤いのある緑の創出、地域ぐるみでの緑の育成	8.06		13.86		30.4	
	読谷村	H20	H37	山の森と海の森の保全、緑の軸とネットワーク、市街地緑化	20.15		32.20			
中部広域	北谷町	—	—	(未策定)						
	嘉手納町	H12	H32	比謝川等のみどりを中心としたネットワークによる、緑と人の交流	19.00		27.23		31.1	

(2) 緑被率調査

衛星画像を解析（2006年5月25日撮影のALOS画像をもとにNDVI値を算出し、緑被地を抽出）することにより、中南部都市圏の緑被率を計測した。

① 区域別の緑被率

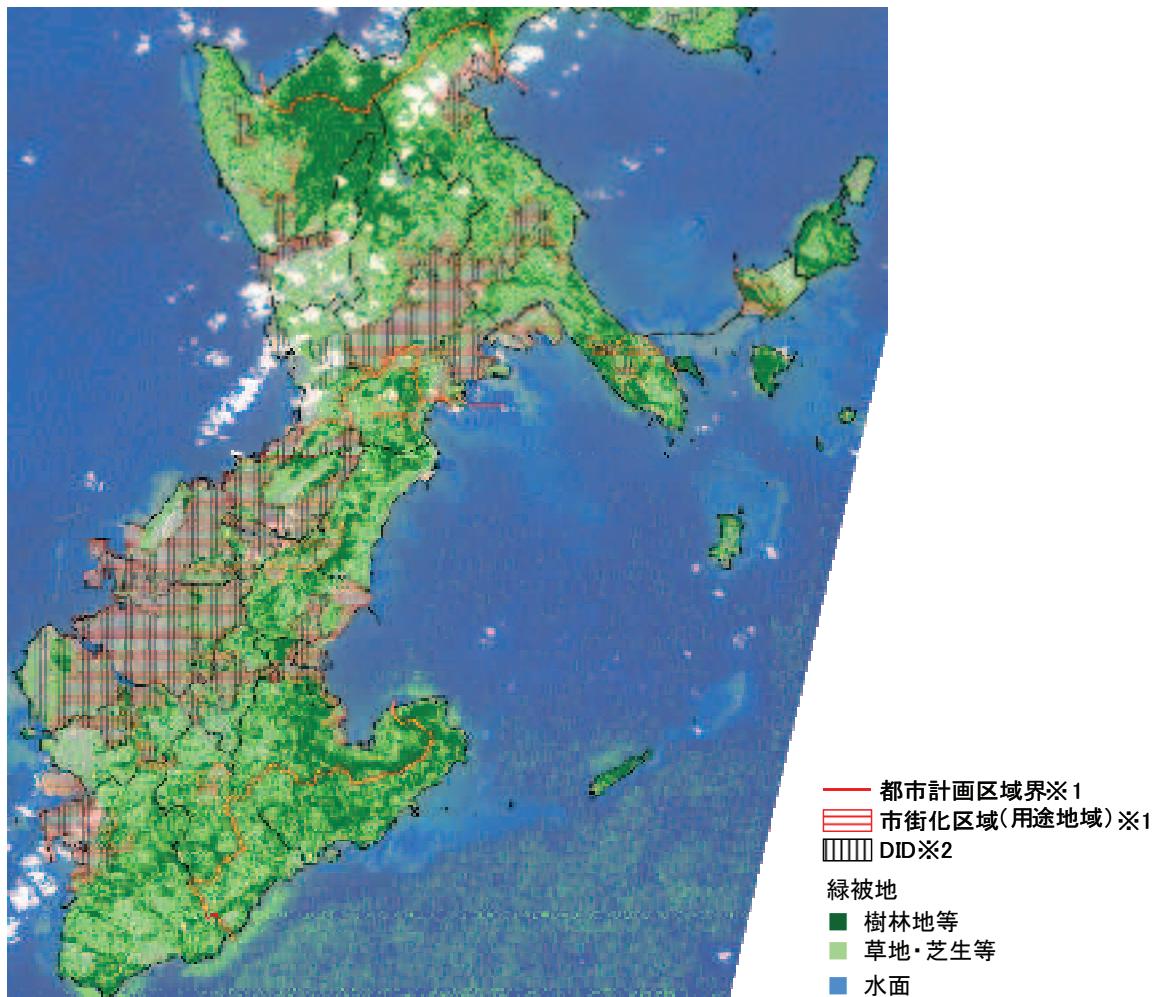
中南部都市圏全体の緑被率は69.0%であり、都市計画区域内は全体とほぼ同じ68.5%、市街化区域（又は用途地域が指定されている区域）内は38.3%、DID内は33.9%という結果になった。

市街地内は緑被率が低い傾向にある。とくに那覇市～宜野湾市、また北谷町～沖縄市～うるま市にかけては市街地が連担し、緑の少ない地域が帯状に広がっている。

表1-7 市町村別区域別の緑被率

	全域	都市計画区域※			都市計画区域外※	DID(H17国調)
		市街化区域 (用途地域)	調整区域 (用途白地)			
那覇市	31.9	31.9	26.4	56.0	—	31.0
宜野湾市	50.4	50.4	36.9	77.1	—	35.1
浦添市	35.9	35.9	31.3	51.5	—	26.0
糸満市	78.1	78.1	31.9	87.1	—	19.7
沖縄市	61.2	61.2	35.9	77.0	—	32.1
豊見城市	55.8	55.8	37.4	64.4	—	44.7
うるま市	76.5	76.5	54.0	82.4	—	44.8
南城市※	92.9	93.3	63.2	93.8	81.7	83.3
読谷村	84.1	84.1	60.8	87.0	—	59.6
嘉手納町	54.2	54.2	24.5	59.1	—	22.6
北谷町	46.2	46.2	36.8	46.2	—	30.5
北中城村	82.7	82.7	62.9	87.2	—	78.4
中城村	84.3	84.3	67.5	85.8	—	79.6
西原町	70.4	70.4	49.0	84.8	—	47.0
与那原町	67.3	67.3	43.3	94.3	—	42.0
南風原町	65.5	65.5	48.8	75.8	—	48.0
八重瀬町	87.3	86.5	67.9	88.4	88.4	—
中南部都市圏	69.0	68.5	38.3	80.8	87.6	33.9

※今回の緑被率調査は、平成18年度都市計画基礎調査による区域に基づいて集計を行った。そのため、南城市全域を対象とする南城都市計画区域の指定(平成21年8月)に伴い、新たに区域指定がされた旧知念村及び旧玉城村の区域については、「都市計画区域外」として集計している。



※1 資料：平成18年度都市計画基礎調査

なお、那覇広域都市計画区域は線引き、中部広域都市計画区域は非線引き

※2 資料：平成17年国勢調査

図 1-10 緑被地図

② 調査対象の駐留軍用地の緑被率

那覇港湾施設の緑被率は11.8%と低いが、その他の5施設の緑被率は40%を超える。キャンプ瑞慶覧及び普天間飛行場は70%以上、第1桑江タンク・ファームは90%以上が緑に覆われている。

表 1-8 調査対象の駐留軍用地の緑被率

	区域面積※1 (ha)	緑被地※2			計
		樹林地等	芝地等	水面	
キャンプ桑江 南側地区	60	0.0 0.0%	26.0 43.4%	0.0 0.0%	26.0 43.4%
キャンプ瑞慶覧	629	89.1 14.2%	372.6 59.3%	0.0 0.0%	461.7 73.5%
普天間飛行場	474	128.1 27.0%	246.1 51.9%	0.0 0.0%	374.1 78.9%
牧港補給地区	267	8.7 3.2%	110.4 41.3%	0.6 0.2%	119.7 44.7%
那覇港湾施設	48	0.0 0.0%	5.6 11.6%	0.1 0.2%	5.7 11.8%
陸軍貯油施設 第1桑江タンク・ファーム	17	4.5 26.5%	12.0 70.6%	0.0 0.0%	16.6 97.1%
合計	15,270	1,732.3 11.3%	5,752.3 37.7%	44.9 0.3%	7,529.5 49.3%

※1:ここで区域面積は、全て図上計測による面積。

※2:各欄の上段は緑被地面積(ha)、下段は緑被率(%)。

③ 調査対象の駐留軍用地が所在する6市町村の緑被率

(6市町村：那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、北谷町及び北中城村)

村域の多くが市街化調整区域である北中城村を除き、各市町内の緑被の多くの部分を駐留軍用地内の緑被が占めている。とくに宜野湾市や沖縄市では市内の50%程度、北谷町では町内の70%程度の緑被が軍用地内にある。

表 1-9 調査対象の駐留軍用地が所在する 6 市町村の緑被率

	緑被地面積(ha)			参考:軍用地が 市町村面積に 占める割合※3
	全域 A	駐留軍用地内※2 B	割合 B/A	
那覇市※1	1,268.33	5.51 (233.55)	0.4% (18.4%)	1.4% (10.3%)
宜野湾市	994.04	500.86	50.4%	32.4%
浦添市	685.48	119.47	17.4%	14.3%
沖縄市※2	2,993.70	1,439.82	48.1%	34.5%
北谷町※2	636.39	448.39	70.5%	52.9%
北中城村	951.51	139.01	14.6%	18.3%
合計	7,529.45	2,653.06	35.2%	23.6%

※1:那覇市の下段は自衛隊施設を含めた場合の数値。

※2:ここで駐留軍用地には、本調査では対象にしない嘉手納飛行場等を含む。

※3:「沖縄の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)平成22年3月 沖縄県」による。

④ 緑被率の特徴

○ 緑被は、東海岸及び南部に偏在

中南部都市圏全域では約7割、市街化区域（用途地域）では約4割の緑被率となっているが、対象駐留軍用地所在市町村では小さい。

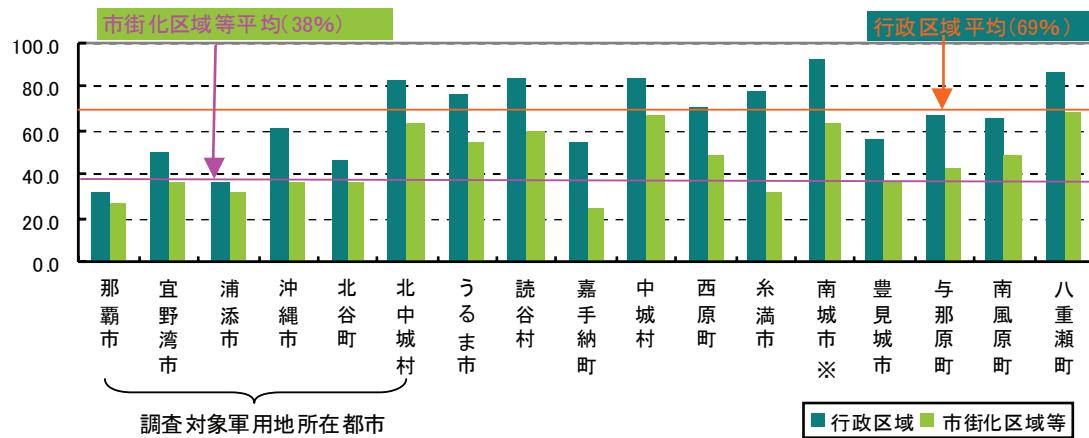


図 1-11 市町村別区域別の緑被率

○ 対象駐留軍用地所在市町村では、軍用地内の緑被が大きい

対象駐留軍用地所在市町村は相対的に緑が少ないが、さらにその多くを駐留軍用地内の緑が占めている。

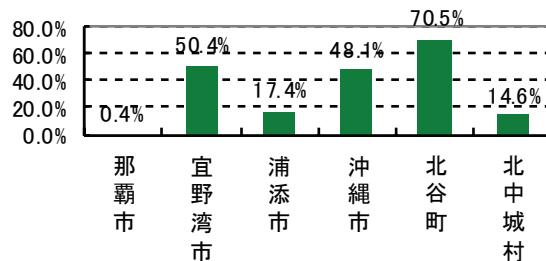


図 1-12 対象駐留軍用地所在市町村における軍用地内の緑被面積の比率

○ 対象駐留軍用地所在市町村での緑被軸上に駐留軍用地が存在

対象駐留軍用地所在市町村の緑被は、南北方向に縦断する形で、中央部と西海岸沿いに軸線を形成している。

軸上にある緑被を除く範囲の市街地の緑被率は低く、那覇市及び浦添市の国道 58 号と国道 330 号に挟まれる地域（図 1-13 中の点線枠内）では約 16% となっている。

対象駐留軍用地は上記の緑の軸線上にあり、連続性を形成する。



図 1-13 対象駐留軍用地周辺の緑の連続性

⑤ 緑被率からみた課題

駐留軍用地内及び周辺に残存する緑地を十分な担保をもって保全する措置を講じるとともに、返還後の跡地整備にあたって緑化を推進することにより、これらの地区を中南部都市圏における緑の回廊の核としていく必要がある。

その他、現在の市街地内に存在する緑の保全措置が望まれる。とくに土地利用規制等による保全の担保が十分ではない地区（例えば浦添の南部地域等）での必要性が高い。

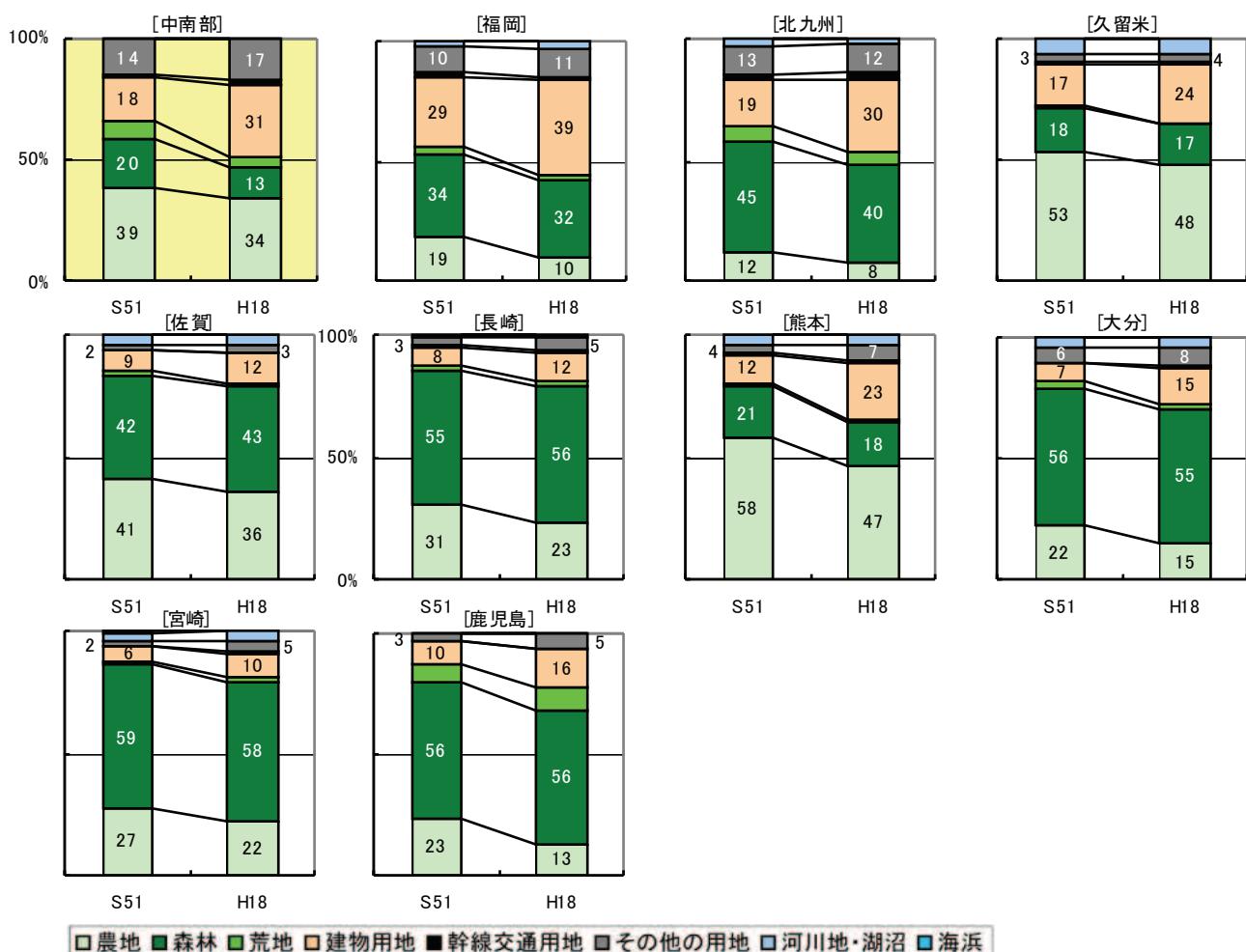
(3) 土地利用の推移状況

過去 30 年間（昭和 51 年～平成 18 年）における土地利用の推移を九州各県の都市圏と比較すると、中南部都市圏には次のような特徴がある。

○軍用地が存在することにより、「その他の用地」の占める割合が大きい。

○農地と森林の割合が逆であるが、政令都市圏である福岡・北九州の割合の変化に近い（宅地の占める割合が大きく、農地・森林が占める割合が相対的に小さい）。

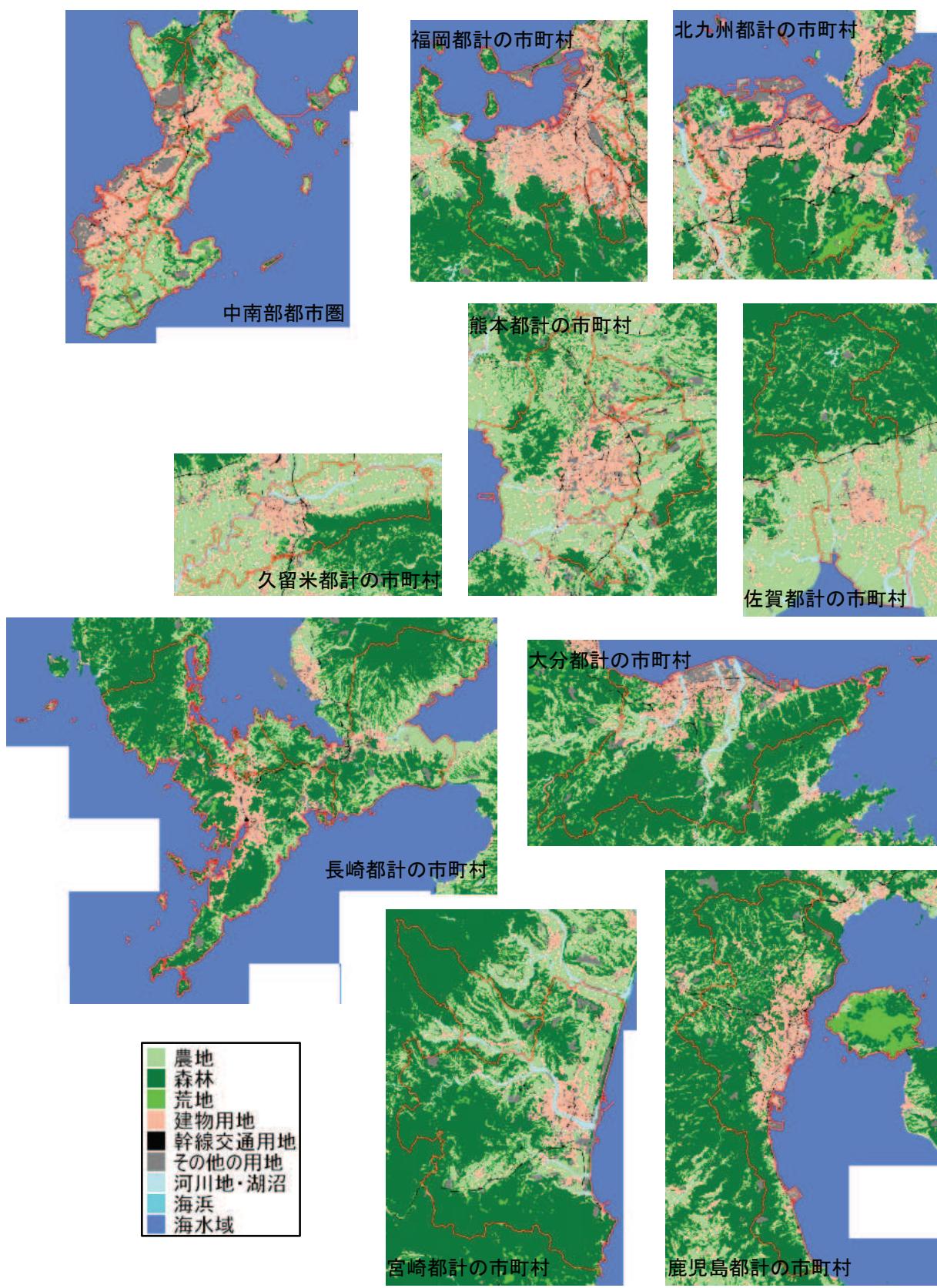
○農地・森林が減少し、それに代わって宅地が増加していることは、各都市でほぼ共通している。ただしそのなかで、他都市では森林は大きくは減少していないのに対し、中南部都市圏では森林が比較的大きく減少している。



資料：国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ」「行政区域データ」国土交通省

※九州各県における主要な都市計画区域を構成する市町村について、行政区域を単位に土地利用メッシュを集計した。

図 1-14 土地利用種別ごとの割合の変化 昭和 51 年(1976 年)→平成 18 年(2006 年)



資料：国土数値情報「土地利用細分メッシュデータ」「行政区域データ」国土交通省

図 1-15 平成 18 年の土地利用状況(各都市ともスケールは同一)